

クレジットカード不正利用防止策としてのめぶく仮IDによる めぶく Pay のチャージ方法制限のお知らせ

前橋版電子地域通貨「めぶく Pay」の運営主体であるめぶくグラウンド株式会社から、不正に取得されたクレジットカード情報を使用したチャージ及び利用が行われたという事案が発生したとの報告がありました。本事案は仮ID（めぶく仮ID）のみで発生しており、不正利用対策として、めぶく Pay の仮ID についてチャージ方法の制限を実施することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1 事案

2024年12月18日から19日にかけて、不正取得した8つのクレジットカード情報を用いて、めぶく仮IDにより総額989,000円のチャージが行われ、市内の加盟店舗で支払いに利用された。

2 対応状況

2025年1月6日からめぶく仮IDでクレジットカードからのチャージを停止

2025年1月6日までの間、めぶく仮IDの新規登録を一時的に停止

3 今後の対応

引き続き、めぶくグラウンドに対して、不正利用防止措置の確実な実施を求めてまいります。

※発生事案の詳細については、運営主体めぶくグラウンド株式会社へお問い合わせください。

本件に関するお問い合わせ先

事案詳細について：めぶくグラウンド株式会社

担当者・電話 050-8885-6594・080-3591-451

4

担当課：にぎわい商業課 商業振興係

電話 内線 / 88-137

外線 / 027-210-2188